

『ブライダル実務テキスト』 追補資料

HB0192

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、平成 26 年 4 月 1 日より、消費税率が 8.0%（消費税率 6.3%、地方消費税 1.7%）に引き上げられ、郵便料金も改正されました。

また、平成 29 年 6 月 1 日より、新たに郵便料金が一部改正となります。

これらの改正に伴い、『ブライダル実務テキスト（第 2 版第 6 刷）』の記載内容につきまして、以下の対応表をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めて下さい。

該当箇所	テキスト（第 2 版第 6 刷）内容	改正内容（下線部分）
P55 1)送付時の注意事項 2 行目	「返信はがきは、特殊なものを除いては、 <u>50 円</u> 、封筒は～」	「返信はがきは、特殊なものを除いては、 <u>62 円</u> 、封筒は～」 (※平成 29 年 5 月 31 日までは <u>52 円</u>)
P76 2)税金とサービス料 4 行目	「～にサービス料は 10%、税金は消費税なので <u>5%</u> となっている。」	「～にサービス料は 10%、税金は消費税なので <u>8%</u> となっている。」
P78～81 3)作成例 4)パッケージと見積書	当テキストでは、消費税率を <u>5%</u> としての計算例を示しています。	実際にブレイクダウン表および見積書を作成する際は、 <u>8.0%</u> を適用して計算してください。 また、今後も消費税率の改正が行われた場合には、新しい税率を適用して計算してください。

※最新の追補情報はウイネットホームページ(<http://wenet.co.jp>)で公開しております。

[商品カテゴリー]→[ホテル・ブライダル]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット